

富士市森林組合

第38回 通常総代会開催



平成29年6月19日、富士木材センターに於いて、第38回通常総代会が出席総代48名、委任状2名、書面決議79名を得て開催されました。

はじめに渡井組合長より「戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えているが林業所得の減少により林業経営意欲の低迷など引き続き厳しい状況に置かれている。こうした中、木材の安定供給を目指し、森林経営計画などによる事

業で約一万七千立米、前年度比一六％増の木材を供給した。また、森林認証林の拡大にも努めた。今年度も例ノダへの更なる安定供給を目標に掲げた事業の展開。組合の安定した経営をする為に引き続き森林経営計画の策定に取り組み。地域材利用推進事業及びフジ・ヒノキ・メイトのブランドの地域材ブランドの普及活動を進める。このように、森林環境の保全・管理は最低限の責務。これからも役員一体となり、山林所有者の理解を得ながら組合運営及び森林整備に努めていきたい。」と理解と協力を呼びかけました。

来賓祝辞として、富士市長小長井義正様から「富士地域材使用住宅取得費補助金の募集棟数の上限を撤廃するなど、市内における富士地域材の需要拡大への取組を推進している。富士山

世界遺産センターには、富士ヒノキ認証材が採用されるなど富士ヒノキの認知度が年々向上している。首都圏における認知度向上の取組、東京オリンピック施設で富士ヒノキ認証材の採用に向け積極的にPR活動を実施していく。今後も組合員の皆様が丸となって、健全かつ安定した組合運営を遂行していただきたい。」とご挨拶を頂きました。また、県森連代表理事会長中谷多加二様、県富士農林事務所長田島章次様にもご祝辞を頂きました。このほか、県富士農林技監兼森林整備課長浅井弘喜様、市林政統括主幹井出一徳様、県森連富士事業所長鈴木浩司様にご臨席賜りました。

富士市森林組合
富士市大淵6979-5
電話・FAX
0545-35-5339
メールアドレス
info@fujishi-shinkumi.org
ホームページアドレス
www.fujishi-shinkumi.org



二一票反対二票で可決されました。最後に付帯決議を上原松男議長が朗読して可決され第38回通常総代会を無事終了いたしました。

議案

- 第1号議案
平成28年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表承認の件
- 第2号議案
平成29年度事業計画承認の件
- 第3号議案
役員報酬を定める件
- 第4号議案
平成29年度余剰金預入先承認の件
- 第5号議案
平成29年度における借入金の上乗せ補助金の件
- 第6号議案
平成29年度における貸付金の最高限度額決定の件

- 第7号議案
役員等の退任に伴う慰労金の支給に関する件
- 第8号議案
定款等の一部変更に関する件
- 第9号議案
森林経営規程の定めに関する件
- 第10号議案
森林経営長期事業計画に関する件
- 第11号議案
組合員の除名に関する件
- 第12号議案
J Forest 森林・林業・山村未来創造運動に関する件
- 第13号議案
平成29年度諸手数料及び使用料を定める件

- ◎代表理事
組合長 渡井正孝
副組合長 佐野勝美
- ◎理事 (アイウエオ順)
川口悦治 斎藤昌治
佐野明一 佐野隆洋
佐野政明 清水 浩
- ◎役員紹介
- ◎代表理事
鈴木万志 服部要一郎
半田明克 村松茂行
渡邊正富
- ◎代表監事 小山武彦
◎監事 (アイウエオ順)
荻野正己 渡邊 哲
- ◎森林組合の補助事業
◎森林環境保全直接支援事業(国・県補助金)造林事業
業下刈・間伐・森林作業道 ※森林経営計画の認定を受けた者に限る
- ◎合板・製材生産性強化対策事業(国・県補助金)間伐・森林作業道 ※森林経営計画の認定を受けた者に限る
- ◎しずおか林業再生プロジェクト推進事業(県補助金)・富士山世界文化遺産森林景観整備事業
- ◎富士市補助金
造林・下刈・間伐(国・県補助金を申請したもの)に対し、上乗せ補助(県補助金)
- ◎間伐材搬出奨励事業(県補助金)
- ◎森の力再生事業(県補助金)

SGEC
SGEC/31-21-1113
JAFTA-066
-森林認証-
環境に配慮された持続可能な森林

森林経営計画

提案型集約化 施業で実施中

森林経営計画とは、森林所有者又は森林組合等が面的なまとまりを持った森林業や作業道、森林の保護に

関する5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度です。森林経営計画のメリットとして、計画的に森林の手

入れを進めることができ、国や県の補助制度を受けることができます。それにより実際に山林を整備して掛かる費用を補助金と差引精算することができ、森林所有者の費用負担を無くすることもできます。

「森林所有者の皆さんが計画に参加するには！」
①森林組合に委託する
②共同で計画を立てる
③属人計画を立てる
以上の方法があります。現在、組合では取りまとめ計画を行っています。本事業についてのお問合せをお待ちしております。

伐採等の届出制度
森林を伐採、開発しようとするときは、森林法第10条の8などの規定により、あらかじめ伐採届の提出が必要で、伐採届は、森林資源の管理や状態の把握、伐採・開発行為の確認、適切な森林施業の確保のため提出するものです。
提出期限は、伐採開始予定日の90日から30日前までに「伐採及び伐採後の造林届出書を富士市役所(林政課)」に提出して下さい。
組合が受託した事業は組合が提出します。

「提案型集約化施業」とは？

1 小規模に分散した複数の森林所有者の隣接する森林をとりまとめます。

2 森林所有者の皆様は、一連の森林施業について分かりやすく「提案」させて頂きます。

3 必要に応じて、木材の生産・割出しに必要な作業道や風除け等を整備します。

4 「集約化」により複数の森林を一体的に整備することが可能となり、作業機械を用いて効率良く施業を進めます。

その結果
森林内に光が入り、下草が生え、木の成長が促進されます。それにより、土砂災害の軽減や生物多様性の増加につながり、財産面だけでなく環境面においても森林の価値を高めます。

植栽前
立ち枯れや土砂溜りなど災害が起こりやすい。

植栽後
森林内に光が差し込み、健康的で美しい森林になります。

樹高を行うことで

森林組合出資証券の名称変更 再度確認を

次の①から④まで当てはまる場合は、手続きを行わないと組合員台帳名簿が変更されないので組合員への連絡や組合員総数や出資口数の把握が的確に行えないことがありますので再度確認をお願いします。

- ①名義人が亡くなり山林を相続したが森林組合出資証券の名義変更を行っていない
- ②住所が変更になってい

失 ③森林組合出資証券の紛失
④山林を売却して所有していないので、この際、組合を脱会したい。

以上、心当たりのある方は、変更等を行ってください。早めにお問合せ下さい。また、調査の為に組合員にお聞きすることがありますのでご協力をお願いします。

総代委員改選

平成30年3月で総代の任期が満了となり、満了7日前までに総代選挙を行うことになっていきます。

定款で総代の人数は、200人、任期は3年と定められています。

したがって、次の総代の任期は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとなります。

平成30年3月に総代委員の選挙を行いますのでご協力をお願いします。

森林づくり県民税による「森の力」再生事業

森林づくり県民税により、荒廃森林の再生を進めています。所有者の負担無しです。

「森の力」再生事業
しで森林整備をいたしまして。問い合わせは組合まで。



森の力再生事業 整備前写真



森の力再生事業 整備後3年経過写真

富士地域材使用 住宅1棟当たり 30万円の補助

平成29年度
70棟

募集要件は、自ら居住するために富士市内において木造住宅を取得(新築、増築)する。木材総使用量のうち三分の一以上が「富士地域材」(富士市又は富士宮市で生産であること。「富士地域材」はすべて「しずおか優良木材認証製品」であること等。
詳細については、富士市森林組合内「富士市地域材利用推進協議会」又は富士市役所(林政課)までお問合せ下さい。

編集後記

第38回通常総代会も無事に終了することができました。有難うございました。新人さんを紹介しました。「4月より組合に新しく仲間入りしました鈴木智子です。自然に触れ合うアウトドア大好き2児の母。富士市に嫁いで14年になります。林業用語を覚え、先輩方から知識を吸収し日々勉強中です。頑張ってますので今後とも指導よろしくお願いたします。」